

## 第8回 那珂川市農業委員会会議録

令和5年11月7日、那珂川市農業委員会会長結城五子は、令和5年度第8回農業委員会総会を那珂川市都市整備部外会議室に招集した。

### 【議案】

第29号 農地法第3条の規定による許可申請について(3件)

第30号 農地法第5条の規定による許可申請について(4件)

第31号 農用地利用集積計画の利用権設定について(8件)

### 【報告】

第17号 専決処分について

農地法第18条第6項の規定による通知書（合意解約）について(2件)

### 【その他】

- ① 農地法第3条の許可申請書及び第3条の3の届出書様式変更について

### <出席委員>

#### 農業委員

会長 結城 五子      1番 佐伯 隆嘉      3番 山崎 美代子

4番 白水 正彦      5番 内野 学

6番 上野 信之      7番 佐伯 久典

#### 農地利用最適化推進委員

1番 久我 一徳      2番 添田 英一      4番 真鍋 利明

5番 重松 栄作

### <欠席委員 >

農業委員 1名

農地利用最適化推進委員 1名

### <事務局>

事務局長 真鍋 勝大

係長 眞鍋 翔輝

書記 手嶋 雄美子

開会（午前9時30分）

議	長	皆さん、おはようございます。ただいまから、令和5年度第
---	---	-----------------------------

	<p>8回農業委員会総会を開会します。では、議案審議に入ります前に、議事録署名人の指名を行ないます。6番、上野信之委員と、7番、佐伯久典委員を指名します。よろしく願いいたします。なお、発言の際には挙手をもって指名されてからお願いいたします。</p> <p>では、議案に入ります。議案第29号番号1農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第29号番号1農地法第3条の規定による許可申請について説明します。議案書の2ページをお願いします。資料編も2ページになります。譲渡人と譲受人の氏名、住所、申請地の所在地、地目、面積等は議案書に記載のとおりです。内容は売買契約です。譲受人は譲渡人の兄になります。議案書3ページをお願いします。現在、譲渡人の所有地の農地が3,593平米、借入地が3,142平米ございます。議案書の7ページ、営農計画書をお願いします。申請理由については、農業に従事していた家族、弟が体調不良により継続できなくなったため譲り受けとなっております。作付計画は、従来通り水稻と野菜で、自家消費及び農協とのことです。農作業に従事する世帯員等は、本人と妻、長男の3名です。8ページをお願いします。使用する農機具は、トラクター、コンバイン、乾燥機、田植機で、既に所有されており、譲渡人の自宅に保管されています。通作方法等は、通作距離が10キロで、所要時間15分、交通手段は自家用車、軽トラックとなっております。農業経験はありまして、平成20年から稲作をしていらっしゃるということです。9ページから12ページまで登記事項証明書、13ページから15ページに字図、16ページに通作図を添付しております。資料編1ページをお願いします。今回の申請につきましては、こちらに記載の判断基準の、農地法第3条第2項の第1号から第6号の規定に該当しないため、3条の許可条件は満たしていません。以上です。</p>
議長	<p>では、担当推進委員の意見をお願いします。</p>
推進委員	<p>はい。10月13日に申請人が、申請書を持ってこられたので、一緒に現地を確認しました。時間が夕方だったので、薄暗い中の確認となりましたので、当日は細部まで見られ</p>

		<p>なかったので、27日に再確認ということで私の方で確認に行ってきました。その時ちょうど弟さん、譲渡人がおられまして、ちょうど田んぼの耕起を行っていたので、声をかけ、中に入らせていただいて、確認をさせていただきました。○番と○番は、田として耕起までされている状態でした。○番、○番は田んぼというよりは、弟さんが造園業を行っておられ、植木を植えられている状態で、その苗木が育っている状態でした。10年以上はそういう状況の土地になってまして、今回、譲り受けられる譲受人については、このあたりは伐採し、更地にしたいという意向です。ただ状況的には状態を維持するということです。特に今後の変化はないと思われま。譲受人も○○の方で耕作地を持ってあるということです。将来にわたっても支障はないものと思います。ですから今回の件については特に支障はないかと思われま。</p>
議	長	<p>質疑がある方は挙手をお願いします。</p>
議	長	<p>はい、どうぞ。</p>
農 業 委 員		<p>もし、売買により譲った時に、後々農地転用になるときは制約があるんでしょうか。制約とかはないんでしょうか。</p>
事 務 局		<p>3条で譲り受けた農地を何年間耕作をしないといけないというような制約はないんですけれども、ただ、申請を出す時点で転用予定があるのであれば、転用許可申請として初めから5条の申請をしていただくこととなります。</p>
議	長	<p>他に質疑はありませんか。</p>
		<p>(質疑・意見なし)</p>
議	長	<p>質疑が無いようですので、採決を行います。 許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
		<p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員賛成により議案第29号番号1は、許可することに決定しました。 次に、議案第29号番号2農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局		<p>議案第29号番号2農地法第3条の規定による許可申請について説明します。議案書の18ページをお願いします。資料</p>

	<p>編は3ページになります。譲渡人と譲受人の氏名、住所、申請地の所在地、地目、面積等は議案書に記載のとおりです。契約内容は売買契約です。所有地、借入地ともに0平米です。議案書の23ページ、営農計画書をお願いします。</p> <p>申請理由については、隣地の宅地と一緒に購入して農地として利用するためとなっております。なお、隣地の宅地及び住宅についてはすでに所有権移転済みです。作付計画は、花きです。申請地の登記面積は175平米ですが、半分ほど法面がしめておりますので、作付面積としては50平米程度となっております。出荷はせず、観賞用とのことです。農作業に従事する世帯員等は、本人と妻のお2人です。24ページをお願いします。使用する農機具はなく、自宅に隣接する農地になりますので通作距離も0キロとなっております。農業経験としては、これまでも自宅の庭で花きを栽培してきたとのことです。また、記載は無いですが、〇〇市のほうに山林を所有していて、そちらではリンゴの栽培もされておられるとのことです。25ページに登記事項証明書、26ページに字図、27ページに通作図を添付しております。こちらの申請については、現在譲受人の所有する農地がありませんので、譲受人本人に直接ヒアリングをさせていただいております。担当推進委員と事務局とで、面談をして、その後、申請地の現地確認を行っております。後ほど、委員からも報告がありますが、聞き取りや現地確認を踏まえて、事務局としては特段問題ないと判断しております。</p> <p>資料編1ページをお願いします。今回の申請につきましては、こちらに記載の判断基準の、農地法第3条第2項の第1号から第6号の規定に該当しないため、3条の許可条件は満たしております。以上です。</p>
議 長	では、担当推進委員の意見をお願いします。
推 進 委 員	今、説明があったとおりですが、10月26日に面談ということで会って来ました。申請人は外国人で、奥さんが日本人です。申請書の内容確認を行った後、現地へ確認に行きました。広さとしては170㎡程あるんですが、法面が半分以上占めていまして、宅地もすぐ横にあるような状況でした。市街化調整区域ですので、農地としての利用をお願い

		しております。この書類の内容のとおりでしたので、特に問題はないかと思えます。以上です。
議	長	質疑がある方は挙手をお願いします。
		(質疑なし)
議	長	質疑が無いようですので、採決を行います。 決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
		(全員挙手)
議	長	全員賛成により、議案第29号番号2は、許可することに決定しました。 次に、議案第29号番号3農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。
事	務	局
		<p>議案第29号番号3農地法第3条の規定による許可申請について説明します。議案書の29ページをお願いします。資料編は4ページになります。譲渡人と譲受人の氏名、住所、申請地の所在地、地目、面積等は議案書に記載のとおりです。契約内容は贈与でして、親族間の贈与になります。こちらの申請地は共有名義になっております。議案書36ページの登記事項証明書をご覧ください。権利部の表の下から2段目に記載されておりますのが、今回の譲渡人の〇〇さんで持分が2分の1となっております。〇〇さんは、譲受人の叔母にあたります。その下の持分2分の1の□□さんは、今回の譲受人の母親になりますが、亡くなったため、譲受人が相続されることになっております。相続による所有権移転は、3条許可は不要ですので、今回の申請は、叔母の〇〇さんの2分の1の持分の分の贈与のための許可申請となっております。議案書34ページの営農計画書をご覧ください。申請理由については、共同名義の母が死去。叔母が高齢で施設入所となり農作業の継続が困難となったためとなっております。作付計画は、野菜で、自家消費です。農作業に従事する世帯員等は、本人お一人です。35ページをお願いします。使用する大型の農機具はなく、通作方法等は、通作距離が4.2キロ、所有時間が10分、交通手段は車です。農業経験としては、母や祖母の農作業の手伝い程度とことです。37ページに字図、38ページに通作図を添付しております。</p> <p>資料編1ページをお願いします。今回の申請につきまして</p>

		は、こちらに記載の判断基準の、農地法第3条第2項の第1号から第6号の規定に該当しないため、3条の許可条件は満たしております。以上です。
議	長	では、担当推進委員の意見ををお願いします。
推 進 委 員		はい。10月25日に現地確認に行きました。贈与ということで、説明がありましたが、畑として今使用されていますが、きれいに色々な野菜を作られておりました。 現地及び書類の内容から、問題はないと判断しました。
議	長	質疑がある方は挙手をお願いします。
		(質疑なし)
議	長	質疑が無いようですので、採決を行います。 許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
		(全員挙手)
議	長	全員賛成により、議案第29号番号3は許可することに決定しました。 次に、議案第30号番号1農地法第5条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。
事 務 局		議案第30号番号1農地法第5条の規定による許可申請について説明します。議案書40ページ。資料編は5ページをお願いします。農地法第5条第1項の規定による許可申請書になります。1 当事者の住所、2 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請書記載のとおりです。 3 転用計画は、(1)転用の目的が戸建住宅建築。理由の詳細は、戸建住宅建築のため。となっています。(2)利用期間は許可後から永年となっています。議案書41ページが登記事項証明書、42ページが字図、43ページが位置図になります。44ページが資金計画書、45ページが融資証明になります。 続きますので、農地区分について説明します。資料編の5ページをご覧ください。申請農地は、まず、第3種農地の基準には該当しません。農地の広がり約8.1ヘクタールとなっており、第1種農地にも該当しません。1種、3種どちらにも該当しないため、申請農地は2種農地と判断できます。議案書の46ページをお願いします。第2種農地ですので、代替地検討表を添付しております。代替地のうち不採用の土地については、形状の不適や所有者との交渉不成立を理

		由に不採用と判断し、申請地を採用としています。48ページに水利関係承諾書、49ページに農地転用事前協議の回答、50ページが文化財確認願いについての回答になります。51ページから53ページまでが図面になります。以上です。
議	長	では、担当委員の意見をお願いします。
農 業 委 員		10月10日に現地に行きまして、調査士の方と確認しました。かなり面積が広いですが、住宅を建てたいということで、地域的に、この地図を見ていただくとわかりますように、かなり洪水が出ている地域で、上流の方に防災工事、砂防工事等を行っております、大丈夫かなと思ったんですけども、地元の方でも今度の災害も出ていないし、大丈夫だろうということをおっしゃったので、私の方としても土地の利用については、問題ないのではと思っております。
議	長	質疑がある方は挙手をお願いします。
		(質疑なし)
議	長	質疑が無いようですので、採決を行います。 許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
		(全員挙手)
議	長	全員賛成により、議案第30号番号1は許可することに決定しました。 次に、議案第30号番号2農地法第5条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。
事 務 局		議案第30号番号2農地法第5条の規定による許可申請について説明します。 議案書の55ページ。資料編は6ページをお願いします。農地法第5条第1項の規定による許可申請書になります。1 当事者の住所、2 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は、申請書記載のとおりです。3 転用計画は、(1)転用の目的が資材置場。理由の詳細は、使用収益停止のため移転するとなっています。既存の資材置場が、土地区画整理事業の実施区域内にあったため、そちらからの移転ということです。(2)利用期間は令和6年4月1日から永年となっています。議案書57ページ58ページが登記事項証明書、59ページが字図、60ページが位置図になります。61

	<p>ページが資金計画書、62ページが融資証明になります。63ページは事業計画書、64ページ65ページが法人の登記事項証明書になります。66ページが被害防除計画書です。(1)排水計画の雨水排水につきましては、溜桝、水路放流。汚水処理、生活雑排水については、なしとなっています。用地造成に伴う被害防除措置については、その他で、内容は、コンクリートブロック5段となっています。</p> <p>続きまして、農地区分について説明します。資料編の6ページをご覧ください。申請農地から、500メートルの範囲に、病院と特別養護老人ホームがあります。また、公共上下水道管が埋設されている道路に面しております。したがって、第3種農地の要件であります、水道、下水道管またはガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、申請に係る農地からおおむね500メートル以内に2つ以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設または公益的施設が存在することという要件に該当しますので、申請農地は第3種農地と判断できます。</p> <p>議案書に戻りまして、67ページが水利関係承諾書、68ページが農地転用事前協議の回答についてになります。69ページが文化財確認願いについての回答、70ページ、71ページが図面になります。添付書類の中で地番が○番と○番に分けて書かれているものがありましたが、申請前に合筆の手続をされまして、申請農地は○番の方に合筆されています。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>では、担当は私ですので意見を述べます。10月20日の日に申請人と現地確認を行いました。国道沿いに今は田んぼで何も作られていなく、現地から移転して資材置場として利用したいとのこと。大きなトレーラーやトラックが出入りするので、出入口の道を大きく作りたいとのことでした。市街化調整区域内の土地ですので、県や市と協議の上進めてくださいと伝えました。</p> <p>質疑がある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑が無いようですので、採決を行います。 許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>

議 長	<p>全員賛成により、議案第30号番号2は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第30号番号3農地法第5条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第30号番号3農地法第5条の規定による許可申請について説明します。議案書73ページ 資料編は7ページをお願いします。1 当事者の住所、2 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請書記載のとおりです。3 転用計画は、(1)転用の目的は資材置場・駐車場。理由の詳細は、現在地が手狭になったため（敷地拡張）となっています。(2)利用期間は許可日から永年となっています。74ページが登記事項証明書、75ページが字図、76ページが位置図になります。申請地の隣地、○番が現在、譲受人の資材置場でして、こちらの敷地拡張のための申請となっております。77ページが資金計画書、78ページが預貯金の残高証明書になります。79ページは事業計画書、80ページから82ページまで法人の登記事項証明書になります。83ページが被害防除計画書です。被害防除計画の(1)排水計画の雨水排水につきましては、水路放流。汚水処理、生活雑排水については、なしとなっています。(2)用地造成に伴う被害防除措置については、擁壁を設ける。その内容はコンクリート擁壁、高さ1メートルとなっています。</p> <p>続きまして、農地区分について説明します。資料編の7ページをご覧ください。申請農地から、500メートルの範囲内に、市役所都市整備部庁舎があります。第2種農地の判断基準のうち、市役所、鉄道の駅からおおむね500メートル以内の区域内の農地という規定がございますので、申請地は第2種農地の要件を満たします。農地の広がり10ヘクタール以上あり、第1種農地の要件も満たしますが、1種農地と2種農地どちらの要件も該当する場合、2種農地として取り扱うことになっておりますので、申請地は第2種農地になります。第2種農地ですが、既存の施設の敷地拡張の場合は代替地の検討は不要になります。議案書の84ページは水利関係承諾書、85ページに農地転用事前協議の回答、86ページに文化財確認願いについての回答、87ページ、88ページに図面を添付しておりますので確認をお願いします。以上で</p>

		す。
議	長	では、担当委員の意見をお願いします。
農	業	委員
		はい。10月19日に夕方の7時頃から確認を行いました。現地、地図を見られてわかりますように、○番の横の○番が現在、会社の資材置場、大型機械とか入れてありますが、周りは擁壁で囲んであります。その横の土地ということで、地図で見られると、○○の西側の用地になります。所有者の方がこちらにおられないということで、売買されたのではないかと思います。現状を見ますと○番の横の○番の方はきれいに擁壁もされ、中もきれいに整理されている状態です。もう一つ横の西側にハウスがありますので、ハウスの日照関係が心配で、隣地の方に確認しましたが、問題ないのではということでした。以上です。
議	長	質疑がある方は挙手をお願いします。
農	業	委員
		よろしいでしょうか。
議	長	はいどうぞ。
農	業	委員
		○番は、去年は誰が耕作をしていたかとかわかりますか。
事	務	局
		後ほど報告のところで、合意解約で報告させていただきましたが、○○さんとおっしゃる方が、去年は耕作されていました。今回の売買に伴い解約されました。
農	業	委員
		○番の下は、地権者が耕作されていた？今回申請された○番の南側になります。こちらの耕作は地権者がされていたのでしょうか。
事	務	局
		申し訳ありません。確認できないので今すぐに回答はできませんが、地権者自身は耕作されておらず、おそらく利用権設定されていたと思います。
議	長	道路沿いの土地とその上でしょう。こことこの間には擁壁がありますか。
事	務	局
		今は、擁壁があるんですが、許可後は一緒に一帯として使用されるとのことです。
議	長	はいどうぞ。
農	業	委員
		ここは農振農用地ではないのでしょうか。道路を挟んでいるので。
事	務	局
		そうですね。こちらは違います。

議	長	他、質問よろしいでしょうか。
		(質疑なし)
議	長	質疑が無いようですので、採決を行います。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
		(全員挙手)
議	長	<p>全員賛成により、議案第30号番号3は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第30号番号4農地法第5条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局		<p>議案第30号番号4農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。議案書90ページ。資料編は8ページをお願いします。農地法第5条第1項の規定による許可申請書になります。1 当事者の住所、2 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請書記載のとおりです。3 転用計画は、(1)転用の目的が自己用住宅の建築。理由の詳細は、住宅の集落内に位置し、商業施設にも近い場所であるため、申請地に住宅を建て生活したいとなっています。(2)利用期間は許可日から永年となっています。議案書91ページが登記事項証明書、92ページが字図、93ページが位置図になります。94ページが資金計画書、95ページが融資の事前審査結果通知書になります。</p> <p>続きまして、農地区分について説明します。資料編の8ページをご覧ください。第3種農地の基準のひとつに、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えているという基準があります。街区というのは、道路や河川、水路等によって区画された区域であって、航空写真のオレンジ色の線が、市の認定道路になっております。認定道路で区画された申請地がある街区の宅地率は40%を超えておりますので、申請農地は第3種農地と判断できます。</p> <p>議案書に戻りまして、96ページをお願いします。96ページが水利関係承諾書、97ページは農地転用事前協議の回答になります。申請地は市街化調整区域でして、通常であれば、住宅等の建築が制限されている区域になりますが、福岡県の開発許可条例に基づいて、一定の開発を許容する区域として指定されておりましたので、申請地はその区域内になりますので住宅を建築することが出来ます。都市計画法に</p>

		<p>基づく開発許可は必要ですので、議決後の許可については、開発許可と同日に交付することになります。98ページが文化財確認願いについての回答になります。99ページ100ページが各種図面になります。以上です。</p>		
議	長	<p>では、担当は私ですので意見を述べます。</p> <p>10月21日に土地家屋調査士の方と現認を行いました。地目は畑になっておりますが草が茂っていて、周りに宅地が何件かありますので、草刈が大変になっているのではないかと思います。今回は、自己住宅を建設されるとのことで市街化調整区域内の土地ですので、開発許可が必要ですので、那珂川市と協議しながら進めてくださいと伝えていきます。その他については、事務局から説明のとおりです。</p> <p>質疑がある方は挙手をお願いします。</p>		
		(質疑なし)		
議	長	<p>質疑が無いようですので、採決を行います。</p> <p>許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>		
		(全員挙手)		
議	長	<p>全員賛成により、議案第30号番号4は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第31号番号1から8農用地利用集積計画の利用権設定について事務局から説明をお願いします。</p>		
事	務	局	<p>議案第31号番号1から番号8農用地利用集積計画の利用権設定について説明いたします。議案書101ページから116ページが利用権設定についての資料になります。資料編は9ページから17ページをご確認ください。8件ありますが、耕作者はすべて同一で、いずれも継続して耕作しているものの利用権の期間が一旦切れてしまっていたため、再度設定するものになります。詳細につきましては、申出書等の記載内容をご確認ください。以上です。</p>	
議	長	<p>質疑がある方は挙手をお願いします。</p>		
		(質疑なし)		
農	業	委	員	<p>期限が切れたんで解約ということになるのでしょうか。</p>
事	務	局	<p>解約はまた別で、今回は、ずっと利用しているものの中で、切れているものがありましたので、設定をしてくださいということで、お願いしました。</p>	

議 長	そういうのは、事務局から連絡しないと本人も把握できていないんですかね。
事 務 局	そうですね。今回の方は、すごくたくさん耕作地があるので、毎回、更新の時には一覧表にしてお渡ししております。毎年、更新をしていただいているんですけども、その手続きで漏れている部分がありましたので、今回お願いしました。
議 長	はいどうぞ。
農 業 委 員	利用権の設定はほ場ごとにするんでしょう。ばらばらあって。そういうのをまとめて一括申請するのが農地利用集積計画ということになるんでしょうか。
事 務 局	まとめて一括ですするというのは、農地中間管理機構をとおしての貸借であれば、機構から耕作者が借りるという形になりますので、地権者が別であっても一括で契約ができる形になります。利用権は、相對契約になりますので、それぞれ地権者が変わるのであれば、ほ場ごとにそれぞれでしていただく。出していただかないといけないことになります。
農 業 委 員	集積計画は、機構をとおして借りるということになるということですか。
事 務 局	農地利用集積計画は、市の計画になりますので通常の相對の利用権設定です。農地中間管理機構をとおしての貸借は、県が公告する農用地利用配分計画で定められます。
議 長	こういうことは、どこで情報を得るんでしょうか。農家の方が知っているんでしょうか。
事 務 局	2月に毎年行っている、農協が主催されている営農座談会の際にチラシを入れて農業委員会事務局から案内しているのと、認定農業者の方でたくさん農地を借りていらっしゃる方には、個別に案内しております。また、機構の方も個別で案内をしています。
議 長	分かました。では、採決を行います。 決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により、議案第31号番号1から番号8は承認されました。

	次に、報告事項です。報告については、事務局長の専決事項として処理が終わっている内容です。事務局より報告をお願いします。
事務局	<p>報告第17号番号1専決処分について農地法第18条第6項の規定による通知書についてご報告します。議案書118ページをお願いします。賃貸借の合意解約の通知書になります。119ページに、解約書を添付しています。賃貸人、賃借人の住所、氏名、対象農地は記載のとおりです。契約内容は利用権になります。令和5年10月10日に合意解約が成立し、同日引き渡しとなっています。</p> <p>次に、報告第17号番号2 専決処分について農地法第18条第6項の規定による通知書について報告いたします。議案書121ページをお願いします。こちらも賃貸借の合意解約の通知書になります。122ページに、解約書を添付しています。賃貸人、賃借人の住所、氏名、対象農地は記載のとおりです。契約内容は利用権になります。令和5年9月28日に合意解約が成立し、令和5年10月31日に引き渡しとなっております。報告については以上になります。</p>
議長	最後に、その他について、事務局よりお願いします。
事務局	(事務局説明)
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>これで本日の総会を閉会します。</p> <p>次回は12月12日（火）、午後15時からです。時間がいつもと違いますのでご注意ください。お疲れ様でした。</p>
	10時39分 閉会